

によって離職した人たちがかなりの割合に上っています。これらの人たちに離職を決意する際の慎重な判断を期待し、また、離職後の再就職意欲を高めることにも配慮して、給付制限期間を延長することとしております。

その四是、高年齢の被保険者の取り扱いを変更することです。高年齢以上の高年齢者はすることをいたしております。

一般に労働市場からの引退過程にあり、その就業希望も多様化しているほか、これらの人たちが通常雇用につく機会も極端に少なくなっております。このような事情にかんがみ、六十五歳以上で離職した人たちに対しても、基本手当を支給するかわりに一時金を支給する制度を創設するとともに、六十五歳以降に新たに就職した人たちは、被保険者としないこととしております。

これにつきましては、衆議院における修正により、六十五歳の定年に達したこと等により離職した人たちにつきましては、一時金にかえて、特例として基本手当を支給することとされたとともに、六十五歳以降に新たに通常雇用についた人たちにつきましては、政令で定める日までに、認可を受けた被保険者となることができる 것입니다。

その五は、受給者ができる限り早く就職することを積極的に奨励しようとしてあります。このため、早期に再就職した受給者には、一定の手当を支給する制度を創設することとしておりま

す。その六は、日雇い労働者に対する給付の改善を図ることであります。一般被保険者についての失業給付の額を引き上げることに伴い、日雇い労働者の給付金を、現行の三段階の上にさらに一段階を設け、四段階制とすることとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法

律の一部改正であります。日雇い労働者の給付金を現行の三段階制にすることに伴い、印紙保険料の額を現行の三段階制から四段

階制とすることとしております。

第三は、船員保険法の一部改正であります。

その一是、船員保険についても、雇用保険と同様の趣旨から、給付日数を離職前の勤続期間にも応じて定めることで、六十歳以上で離職した人たち

に対しても、一時金を支給する制度を創設すること、早期に再就職した受給者に一定の手当を支給する制度を創設することなどであります。

これにつきましては、衆議院において、雇用保険法関係と同様の趣旨の修正が行われております。

その二は、最近における船員保険財政の状況等にかんがみ、失業部門の保険料率を千分の五引き上げるとともに、千分の二を増減した率の範囲内において、厚生大臣がこれを変更することができます。

以上が雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。糸久八重子君。

〔糸久八重子君登壇、拍手〕

○糸久八重子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに閣僚大臣に質問をさせていただきます。

まず最初に、最近の雇用失業情勢と今後の見通し並びにその対応策についてお伺いいたします。

最近、景気の回復が言われている中で、雇用失業情勢はなお厳しい状況が続いているようです。労働経済指標によりますと、完全失業率は四十年代の一%台から五十年代の二%、さらに五十八年には二・六%と総理府が統計を開始して以来の最悪の事態になつております。さらに本年に入つてもなお厳しい状況になつております。

これを完全失業者数で見ますと、四十五年の五十九万人から五十年の百万人、そして五十八年に百七十八万人へと大幅に増加し、本年三月には三百五十七万人へと大増加しております。このことは深刻な雇用動向を端的に示すものであり、このような実態は歴代政府及び自民党の財政経済政策が適切でなかつたこと、また、雇用に関する諸施策が実効を上げ得なかつた結果と言つべきではないでしょうか。

総理、あなたは防衛力増強等に熱心な余り、深刻な失業問題を等閑視されているのではないか。私は西欧諸国のように失業問題を即社会不安ととらえ、西欧諸国のように失業問題を即社会不安ととらえる厳しさに欠けているのではないか。総理は、雇用失業問題の現状についてどのように認識され、責任を感じておられるか、お伺いいたします。

さらに、今後の雇用、失業の動向については、急速な高齢化、産業構造の転換、MEを中心とする技術革新等の進展に伴い、労働力需給のミスマッチが拡大し、高失業社会が到来するのではないかと危惧されているのであります。したがって、これに的確に対応していくためには、単に雇用を優先した総合的な対策を推進していくべきであるが、これを実現するための基本政策についても総理の所見を承りたいのであります。

次に、政府の経済計画における雇用の見通しについてお伺いします。

政府は「一九八〇年代経済社会の展望と指針」に基づき、第五次雇用対策基本計画を策定されておりましたが、これによりますと、実質経済成長率を

年平均四%程度とし、六十五年度の完全失業率を二%程度とする、殊に世帯主の失業率を低くするとの目標を明らかにしております。しかし、從来から政府の経済計画における雇用の見通しは実績と乖離しており、果たしてこのような六十五年目標の達成は可能なかどうか、可能であるとする

行政と言われるのですが、労働大臣は今回の所信表明において、山積する課題に対し、積極的に、かつ機敏に取り組んでいくと述べておられます。

そこで、具体的にお伺いしますが、その第一は高年齢者の雇用対策についてであります。

急速な労働力人口の高齢化の中で、五十五歳以上の高齢者(男子)の失業率は四%台と高くなっています。その雇用確保対策の基軸とも言ひべき

六十歳定期年制は、四十八年の閣議決定以降十年以上も経過しているにもかかわらず、実施企業は全体の半数程度にすぎません。政府の公約した六十

年までに六十歳定期年を一般化するという目標は達成できるのでしょうか。六十歳定期年を早期に実現するためにも、政府は野党四党が提案している六

十五歳以上定期年制を図るとともに、施策の重点を六十歳台前半層の雇用確保対策へと移していくべきではないかと思いますが、改めて労働大臣の所見を伺いたいのであります。

次に、心身障害者の雇用確保について伺います。

心身障害者は二百万人にも及んでおり、その重度化、高齢化が進んでおります。しかし、心身障害者の雇用改善は国際障害者年が終了して以降著しく鈍化し、五十一年に定められた一・五%法定雇用率はいまだに達成されておりません。また、

障害者の離職も多くなっていることから、その雇用の安定、維持を図るため身体障害者解雇届出制度の徹底など実効ある施策を講ずるべきと思

ますが、この点についても労働大臣の明確な御答弁を賜りたいのであります。

次に、新たな技術革新とその対応策についてお伺いします。

近年、MEを中心とする技術革新は目覚まし

く、生産、流通、事務などの産業活動のあらゆる分野に急速に普及しており、今やME化の本格化時代を迎えようとしております。既に雇用面への影響も大きく、各方面からその的確な対応が要請されております。早期に全国民的なコンセンサスを得るための協議機関を設置し、技術革新に当たっての雇用、労働条件などの基礎づくりを行なうほか、事前・事後協議制の義務づけ等の措置を講ずるとともに、その法制化を図っていくべきだと思います。政府の積極的かつ機敏な対応策について、総理並びに労働大臣の御所見を伺いたいのであります。

次に、ワーランクシーアリンクについて伺います。
今日、労働時間の短縮の問題は、雇用の維持拡大といった観点から一層重要な課題となっております。日本人の働き過ぎ批判や貿易摩擦がある中でも我が国の長時間労働は改善されず、年間総労働時間は二千百時間程度となっており、欧米先進国との格差は一層広がる傾向にあります。このような現状では、労働時間を二千時間以内にすることを目標に行政指導を進める政府の目標達成をさらに不可能ではありませんか。この際、大幅な労働時間の短縮や休日の増加などによって雇用の拡大を図るという政策を推進していくべきと考えますが、労働大臣の御見解を伺いたいのであります。
以上、雇用対策に関する主なる問題について政府の積極策をお伺いいたしましたが、一方、これらの諸施策に対し、経営側は最近一段と拒否反応を強めているのが実情であります。總理並びに労働大臣はいかなる決意をもって労働行政を推進なさられるのか、重ねてお伺いする次第です。
さて、そこで雇用保険制度と法改正の内容について若干の問題点をただしたいと存じます。

五億円の赤字が見込まれており、今回の法改正は、この雇用保険財政建て直しと、また法改正によって保険給付総額を五十九年度で千二百五十億円も削減しようとしているのですが、これでは国の責任で生じた雇用保険財政の赤字負担を一方的に弱者たる失業者に転嫁するものであり、雇用保険制度の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。この点を明確にしていただきたいのです。

次は、本改正案の内容についてであります。改正案は衆議院段階で修正が行われておりますが、なお基本的な問題についてお伺いいたします。

今回の改正では、失業給付額の算定基準から臨時に支払われた賃金及びボーナス等を削除することとしており、これによつて五十九年度で約三百五十億円もの給付削減を図ると言つてゐるのであります。が、賃金の範囲の見直しは、失業者の生活保障という観点からも大きな問題であります。しかも、一方、保険料はボーナスを含めて徴収するなど、施策に全く一貫性が見られませんが、この点について労働大臣のお考えを伺いたいのであります。

次に、改正案は、一部の者を除いて六十五歳以下に再就職した者を雇用保険から除外し、六十五歳以上の離職者には失業給付をやめ一時金とするほか、保険料免除年齢を六十歳から六十四歳に引き上げるなど、高年齢者に対する改悪内容となっております。労働力人口の高齢化の中で、労働者の引退年齢の個人差は大きく、また六十五歳を超えてなお普通勤務で働きたい者は一六・六%にも達しております。労働人口の高齢化の中、労働者達しており、これを六十五歳と区切つて原則として一律に引退に追い込むことは納得できません。

また、現行法では再就職の難易度を考慮して失業給付日数を年齢別に一律に定めているのを、改正案では、給付と負担の不均衡などを理由に被保險者期間を加味して変更するとしています。これは、雇用保険法制定の際、高齢者社会への移行に正に対処し、高齢者に思い切つて手厚い措置を講ずる

こととした趣旨に反するばかりでなく、中高年齢者者の再就職が一層困難となっている実情をも無視するものであります。この点について労働大臣のお考えを伺いたいのであります。

最後に、厚生大臣に伺います。

改正案では、船員保険法についても雇用保険法と同趣旨の改正を行うほか、保険料率を一举に千分の五引き上げることとしております。御承知のごとく、船員保険の失業部門の被保険者は漸次減少し、既に十六万人程度となっており、その財政状況を見ますと年々赤字を生じているのであります。年金部門が厚生年金保険に移行すれば、総合保険としての船員保険制度も根本的にさま変わりいたします。この際、失業部門を雇用保険法へ移行することをも含めて船員保険制度の抜本的見直しが必要ではありませんか。御見解をお伺いいたします。

以上、改正案をめぐる問題について質問をいたしましたが、これら諸問題を未解決のまま拙速に制度の抜本的改革を強行するのではなく、当事者たる労働者側委員の意見を尊重しつつ、本来の失业保険制度の趣旨を踏まえ、中長期的展望に立った改革案を再提出すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。最後にこの点をただしつつ私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 糸久議員にお答えいたします。

まず、雇用失業情勢が非常に厳しいが、所見いかんという御質問でございます。

なるほど最近の雇用情勢は非常に厳しさを残しておりますが、景気回復を背景に改善の動きが見られてきております。

このような状況はどうして起きたかという面を見ますと、女子の経済的自立の意識が非常に強まってきた、それからローンとか、あるいは子供の教育費をつくりたい、あるいはレクリエーションの費用を出したい、そういうことで家庭におりまし

た御婦人が職業に入りたいという方がふえてきておる。しかし適当なものが見つからない。そういうことで、意思はあるが適職がないという状態に実は流通時代あるいはソフト化の時代によつて若年層で定着率が非常に悪くなつてきた、職業を持つてもすぐかえてやめてしまふ。そういうような状況が雇用情勢の数字に出てきておるのであります。

そういう面において、やはり政府は適切な対策をとる必要があると思います。つまり御婦人に對しましては、職業紹介であるとか、そのような意欲をお持ちの方々に適職を見つけ、あてがうといふ積極的な努力が必要でござります。そういうような適当な新しい施策を我々は考え、かつ基本的には機動的な経済運営に努め、景気の持続的拡大を図る、そういうような考え方にして基礎的な政策を行わなければならないと思っております。

次に、積極的な雇用を優先した総合的な対策を推進していくべきであり、完全雇用達成のための基本政策いかん、こういう御質問でござります。

完全雇用達成のために、一つには経済政策と雇用政策との連携が極めて重要であります。そのためには内需を中心とする経済成長の拡大、これによる雇用機会の増大、雇用対策については高齢化及び産業構造の変化に伴う適切な対策を打ち出すということ、昨年十月、第五次雇用対策基本計画を策定して、中長期的な展望に立った労働力需要のミスマッチの解消を図ることを重点とした積極的な雇用対策が打ち出されておりますが、これらを推進してまいりたいと思っております。

次に、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」及び第五次雇用対策基本計画でのねらいである五年度完全失業率二・二%程度は、目標は達成できるかという御質問でございます。

最近における景気の緩やかな上昇等を考えてみ

ますと、五十九年度において四・一%程度の経済成長を見込むことは可能であります。また、雇用失業情勢はなお厳しさを残しておりますが、五十九年度におきましては、失業率は若干低下に向かうという見通しでございます。中長期的には、先ほど申し上げましたような政策を推進し、特に高齢化対策あるいは産業構造の変化に対応する適切な対策を積極的に推進して、昭和六十五年度の完全失業率を二%程度にするということとは不可能ではないと考えております。

次に、M.E.等技術革新の進展に伴うこれらの対策として協議機関を設置する、あるいは事前・事後協議制を義務づける、法制化する、こういう御質問でございます。

マイクロエレクトロニクス、いわゆるM.E.等技術革新の進展に伴う雇用問題に対処するためには、やはり国民的コンセンサスが必要であると考えております。先般、労使の代表、学識経験者等から成る雇用問題政策会議からM.E.化の対応のあり方に対する原則について労働大臣に報告がございました。今後、この線に沿って国民的コンセンサスを形成するよう努力してまいりたいと思ひます。

しかし、労使間の事前・事後協議制の義務づけというような問題は、大体これらの方の問題は原則として労使の協議によって行なうのが原則であると思ひます。

次に、積極的な雇用対策について経営者側が拒否反応を強めておるが、労働行政の推進についての所見いかんといふ御質問でございます。

高齢者及び心身障害者の雇用対策的重要性については、我々も努力をしておりますし、経営者側の理解も深まりつつあると思います。雇用問題は社会全体の問題としてとらえていくべきであり、全国民の御協力を得ながら、産業政策等を適切に行って実効ある雇用対策を推進してまいるつもりであります。

次に、中長期的な展望に立った改革案を再提出すべきであるというお考えでございますが、今まで申し上げましたような政策を推進することによりまして、我々は労働政策、雇用政策を推進しようと考へております。この法案を撤回し再提出する意思はございません。残余の御答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣坂本三十次君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂本三十次君) 氷久議員にお答えを申上げます。

定年延長の立法化問題及び六十歳台前半層の対策についてのお尋ねでございました。

六十歳定年は現在約半数の四九・四%に達しておりまして、まだ、近く定年延長を予定しておる企業を含めますと六割を超える状況にございまして、今や六十歳定年が主流を占めるに至っております。定年延長の立法化問題につきましては、五十七年八月に雇用審議会から提出された、定年延長の今後の進展の動向を見ながら昭和六十年ごろに改めて検討を行うという旨の答申をいたしてありますので、当面、企業に対する指導、援助の充実強化によって、昭和六十年度六十歳定年の一般化の早期実現に向けて最大限の努力を傾注していきたいと思っております。

また、今後高齢化の波が移ると見込まれております。

ますます六十歳台前半層の雇用就業対策は、今後的重要な政策課題でございまして、このため、この年齢層の多様な就業ニーズに対応して、まず第一に、六十歳を超える雇用延長を促進するための助成制度を積極的に活用し、二番目に、任意就業を希望する者に対して短期的、補助的な仕事を提供するシルバー人材センターの育成援助などの対策をこれまで進めてきたところでもございまして、これがまた力を入れていきたい。これらに加えて、五十九年度においては、六十歳台前半層の短時間勤務による雇用延長を行う事業に対しても助成措置等の新しい施策を講ずることといたしております。

次に、障害者雇用率の早期達成、雇用率の引き上げ及び障害者の雇用の安定維持を図るための施

策をできるだけ早く達成するため、雇い入れ計画を作成するよう命令する制度や、作成された計画を適正に実施するよう勧告する制度、これらがござりますが、積極的に活用する努力をしているところであります。また、こうした指導にもかかわらず雇用率達成のための努力が見られず、障害者措置を講ずることを含めて、指導を一層強化してまいりたいと思っております。

法定雇用率については五年に一度見直すこととされておりますので、次回の見直し年である昭和六十一年度において、身体障害者の雇用、失業の実態についての必要な全国的な調査を実施した上で、雇用率を引き上げるか否かについて検討することといたしたいと思います。

今後は、雇用率達成のための指導を一層強化充実するとともに、単に障害者の雇い入れ促進のみでなく、就職した障害者が職場に定着できるように対するための指導や、法律に定められている解雇届け出制度の適正な運用に努めて、障害者の雇用の安定の維持に努めてまいりたいと思っております。

次に、労働時間二千時間以内とするとの政府の目標の達成及び労働時間の短縮、休日の増加等により雇用の拡大を図る政策を推進すべきではないかというお尋ねでございます。

我が国の労働時間は、長期的には短縮してきたはおりますけれども、近年厳しい経済状況を反映して短縮のテンポは鈍化しており、昭和五十八年には年間総実労働時間で二千九十八時間となっております。このような状況から見て、週休二日制等の労働時間対策推進計画の目標達成は厳しい状況にあることは事実であります。しかし、労働省におきましては、従来から週休二日制の普及促進等を重点に労働時間の短縮に努めておるところであります。今後とも労働時間短縮が持つ雇用の維持確保の意義を十分踏まえまして、労働時間の短縮の推進に努めてまいりたいと思います。

題政策会議からM.E.化への対応に関する、失業者を出さないこと、労働者の不適応をもたらさないこと、労働災害の発生、労働条件の低下をもたらさないこと、労使間の意思疎通を促進すること、国際経済社会の発展に寄与することという、いわゆるM.E.五原則が示され、それに基づいて具体的な定期的に開催されております。産業労働懇話会などの場を通じて国民的コンセンサスを得るよう努力をいたしますとともに、産業別労使会議を開催するなどによって関係労使の意思の疎通の促進に努めてまいりたいと思っております。また、この報告を踏まえ、関係審議会にもお諮りした上で具体的対応策を検討し、その積極的な推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、労使間の事前・事後協議制の義務づけ等の法制化につきましては、各方面において今後おさまざま意見があると考えますので、慎重に対応していくことが必要であると思っております。この法制化につきましては、各方面において今後おさまざま意見があると考えますので、慎重に対応していくことが必要であると思っております。また、この報告を踏まえ、関係審議会にもお諮りした上で具体的対応策を検討し、その積極的な推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、労働時間二千時間以内とするとの政府の目標の達成及び労働時間の短縮、休日の増加等により雇用の拡大を図る政策を推進すべきではないかというお尋ねでございます。

我が国の労働時間は、長期的には短縮してきたはおりますけれども、近年厳しい経済状況を反映して短縮のテンポは鈍化しており、昭和五十八年には年間総実労働時間で二千九十八時間となっております。このような状況から見て、週休二日制等の労働時間対策推進計画の目標達成は厳しい状況にあることは事実であります。しかし、労働省におきましては、従来から週休二日制の普及促進等を重点に労働時間の短縮に努めておるところであります。今後とも労働時間短縮が持つ雇用の維持確保の意義を十分踏まえまして、労働時間の短縮の推進に努めてまいりたいと思います。

迷を続けており、労働力需要は上昇の兆しを見せていません。

総理は先ほど、景気は回復に向かいつつあると言われましたが、本年四月の企業倒産は千七百五十八件を数え、件数、負債総額ともに過去最高を記録し、昨年一月から十六カ月連続で前年同月比を上回っていると報道されております。このような厳しい経済情勢と深刻な雇用失業情勢が続いているのは、内需振興に重点を置いた効果的な景気浮揚策をとり得なかつた中曾根内閣の責任と言えましよう。総理のお考をお伺いしたいと思いま

政府は、現下の厳しい雇用失業情勢改善のためどのような産業経済政策をとるおつもりなのか、また、今後予想される労働力人口の急速な高齢化や産業ロボットなどマイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の雇用削減効果、内外の厳しい経済環境から見て一層促進されることが必至である産業構造の転換などに対応して、中長期的にどのような雇用対策をおとりになるつもりなのか。雇用対策は、質的、量的な完全雇用を目指し、雇用確保のための総合的な政策の策定と実施を国に義務づけています。今回の雇用保険法改正案のような小手先の改革で雇用失業情勢が好転するとは思えません。もっと長期的展望に立った総合的、効果的な産業経済政策と、それの一環としての積極的な雇用対策が必要と考えますが、内閣総理大臣並びに労働大臣の御所見を伺います。

ささらに、昨年十月策定されました第五次雇用対策基本計画においては、昭和六十五年の完全失業率の目標を二%程度としていますが、この目標を達成する自信はおありになるのかどうか、労働大臣にお伺いいたします。

次に、雇用保険法改正案についてお尋ねいたします。

雇用保険法が制定されて十年が経過しようとしています。従来の失業保険制度の目的であった失業中の所得保障と就職の促進に加えて、失業の予

防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発向上、その他の労働者の福祉の増進を図ることを目的として雇用保険法が制定されたわけですが、この十年間に失業情勢は悪化するばかりであり、雇用保険法の失業の予防機能は効果を発揮していないように思われます。事実、失業給付受給者は最近年間七万人ずつ増加し、現在の受給者数は八十五万人に達しています。受給者の就職率の低下も目立っており、失業者の滞留傾向も出てきております。その結果、雇用保険財政は急速に悪化し、昭和五十七年度においては二百十七億円の赤字を出し、五十八年度は約二百四十五億円の赤字見込みとなっています。

今回の雇用保険法改正原案は、失業給付総額の抑制による赤字財政の立て直しだけを目標として提案されたもののように見受けられました。すなわち、政府の改正原案は、賞与等を失業給付の算定基礎から除外することによって給付水準の実質的な切り下げを図り、また、現在年齢別一律である所定給付日数を年齢と被保険者期間に応じて三段階に分け、中高年層を中心給付日数の削減を行うなど、弱き者にしわ寄せをして、失業給付総額の抑制による赤字財政の立て直しを行つたものであります。

○謹長(木村謹男君) 中西君、時間が超過しております。

○中西珠子君 はい。

长期的展望に立った効率的な経済運営と、雇用

ことなどは評価できると思います。
しかし、政府案はまだ多くの問題を残しています。例えば、安易な自己退職を防止するためにと申す給付制限期間の延長や再就職促進措置の強化は、運用次第によつては憲法で保障されている

○國務大臣(中曾根康弘君) 中西議員の御質問にお答えをいたします。

現下の厳しい雇用失業情勢改善のためにどのような経済政策をとるか、また今までの政策に対する責任いかん、こういう御質問でございます。

最近の雇用情勢につきましては依然として厳しい情勢にあるが、先ほど申し上げましたように、少しずつ改善の動きが見られます。政府といたしましては、機動的な経済運営に努め、物価の安定化は、運用次第によつては憲法で保障されている

職業選択の自由、適職選択権を侵害するおそれなうな経済政策をとるか、また今までの政策に対する責任いかん、こういう御質問でございます。

そこで、失業者の再就職意欲を阻害しているという主張を援用して給付水準を引き下げ、失業者が生

活の窮乏化から再就職を急ぐことによって受給者の数も受給日数も減るであろうし、保険財政上プラスになるという発想は認めできません。一方、一

定の所定給付日数を残して早く就職した者に対する再就職手当の支給は、再就職奨励の恩恵ではなく受給者の当然の権利であることを確認していただきたいと思います。

今回提案されている失業給付制度の財政のつじつま合わせ的改革のみでは、雇用失業情勢が好転するとは思えません。同じ雇用保険法のもとで行なわれる雇用安定、雇用改善、能力開発、雇用の構造変化、あるいは高齢化社会、あるいは女性、あるいは若年層等の労働意欲等に大きな変化が起こつておりまして、これらに対応するための細かい政策が着実に進められる必要があると考えております。

次に、総合的な効果的な経済政策とそれの一環としての積極的な雇用対策を必要とするがいかんということです。

中長期的な経済運営につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」でお示ししました。また、行政の改革、財政の改革を進めるといふことも重大な基本線でございます。さらに、産業構造の高度化に支えられた新しい成長への道を歩むといふことも大事であります。この中におきましては、特に高度情報社会への対応といふことを重要視しているものであります。さらに、民間活力の役割を重要視してその活用を図つていくこと、国際協力を推進すること、この四点を中心、経済環境の変化に即応した諸般の政策を適切に推進して対応してまいりたいと思っております。

最後に、職業安定審議会の答申でも、また衆議院の附帯決議の中でも要請されていることであります。この共同修正によつて、基本手当の給付率を六〇%以上八〇%以内とする賃金日額の範囲の拡大、特定不況業種離職者等に対する所定給付日数の現行基準適用による延長、六十五歳定年などを通じまして、雇用機会の拡大、労働需給の調整、おおむね総量としての均衡ということを目標に努力してまいります。特に、性、年齢階層、職種等

保険制度全体の抜本的な見直しを含む積極的かつ彈力的な雇用対策が今ほど必要とされるときはないと思いますが、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

しかし、幸いにして、衆議院において自民、社会、公明、民社、社民連の五党共同修正案が可決され、赤字財政立て直しの負担が弱い立場にある失業者、殊に中高年齢層に重くのしかかっているのを多少なりとも緩和したことは一步前進であります。この共同修正によつて、基本手当の給付率を六〇%以上八〇%以内とする賃金日額の範囲の

拡大、特定不況業種離職者等に対する所定給付日数の現行基準適用による延長、六十五歳定年などを通じまして、雇用機会の拡大、労働需給の調整、おおむね総量としての均衡ということを目標に努力してまいります。

[國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手]

における部分的な需給の不適合の是正に向けて構造対策を開拓する、そして質量ともにバランスのとれた完全雇用の道を図る、このことが大事であると考えております。

残余の答弁は関係大臣から申し上げます。

(拍手) 「国務大臣坂本三十次君登壇、拍手」

○国務大臣(坂本三十次君) 中西議員にお答えを申し上げます。

高齢化、技術革新、産業構造の転換などに対応した雇用対策について御質問がございました。

このような構造的な変化が起つておりますが、政府といたしましては、中長期的な展望に立つて昨年十月第五次雇用対策基本計画を策定いたしました。この線に沿つて高年齢者の雇用就業機会の確保、サービス経済化等産業構造の転換や技術革新の進展に対応した雇用対策の安定確保を図つてまいっております。また、中長期的にわたり变化に対応した労働力需給の円滑な調整を基本方針として雇用対策を積極的に推進いたしております。

次は、長期的展望に立つた産業経済政策の一環としての積極的な雇用対策についてお尋ねになりました。

「一九八〇年代の経済社会の展望と指針」と調和を図りながら第五次雇用対策基本計画を昨年十月に策定いたしましたが、これに基づいて経済政策や産業政策と緊密な連携を図りまして、経済変動に対応した失業予防対策や不況業種・地域の雇用安定対策を推進しているところであります。今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、第五次雇用対策基本計画における昭和十五年度の完全失業率二%という目標の達成は可能かというお尋ねでございます。

最近の雇用失業情勢はなお厳しさを残しておりますが、景気の回復を背景として改善の動きを示しております。本年度においては、完全失業率は

若干低下に向かうと見込まれております。中長期的には、適切な経済運営によって適度の経済成長を維持し、雇用機会の拡大とともに、第五次雇用対策基本計画の趣旨にのつて、定年延長の促進等の高年齢者雇用対策や産業構造の転換、技術革新の進展に対応した雇用対策を積極的に進めまして、最終年度の昭和六十五年度には完全失業率二%程度を目安としてできるだけ低くするよう努力をいたしたいと思っております。

次に、今回の改正案はまだ多くの問題点を残しているのではないかとの御指摘がございました。

今回の改正案は保険財政の面にだけ着目したものがございませんで、今後の雇用失業情勢の構造的变化に的確に対応するとともに、労使の負担をできる限りふやさないように努めながら将来にわたる制度の健全な運営を図らうとするものでございまして、そのためにも再就職手当を新設いたしましたり、その他制度の不合理な面を改めるなどいろいろな内容を盛り込んでおります。

次に、雇用保険制度の四事業の効果について見直しの必要はないかというお尋ねでございました。雇用保険制度のいわゆる四事業につきましては、失業の予防、雇用の改善、能力の開発などを目的に即した事業の効果的な推進に努めなければなりませんし、雇用対策の重要な役割を果たしているところでもございます。これらの事業については、制度発足以来、関係審議会においてその運用についてチェックをするとともに必要な見直しを重ねてきておりますが、今後とも雇用情勢の変化に即応して十分に活用され、効果の上がるよう見直しを行い、その整備充実を図つてまいりたいと思っております。

長期的な展望に立つた効率的な経済運営と積極的、弾力的な雇用対策の必要性についてお尋ねがございました。

政府は、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」及びこれと調和を図りながら策定された第五次雇

用対策基本計画に基づきまして、中長期的な展望に立った経済運営及び雇用対策の推進に努めているところでございます。特に、雇用対策については、高年齢化の進展などの構造的変化に伴つて、その実効が上がるよう隨時法律を含めた制度の見直しを行つこととしたとしておりまして、今回の雇用保険制度の改正もその一環となるものでございました。今後とも雇用対策の充実には積極的に努力をしてまいりたい、このように考えてお見直しを行つこととしたとしておりまして、今回の雇用保険制度の改正もその一環となるものでございました。

今後の保険財政の見通しに関しましては、再就職手当制度の創設などや景気の動向もございましたり、その改正効果について正確な見通しを立てにくい面もございますが、これまでのようないくつかの急増傾向や滞留傾向は改善できるものだと期待しております。したがつて、今後、改正された制度の効率的な運用を図るとともに雇用対策に万全を期することによりまして、保険料を引き上げるような事態に至らぬよう最大限の努力をいたしました。

また、国庫負担の問題については、事務費の国庫負担を抑制するようとの臨時答申もありま

す。また国の財政も厳しいことでござりますので、非常に困難な状況ではございますが、今後とも必要な国庫負担は確保するよう努力をいたしました。

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

のと期待をいたしております。いずれにいたしま

しても、中央職業安定審議会の答申におきまして、全体的な支出の効率化を図ることにより、安い保険料率の引き上げにつながらないよう努力すべきである旨の御指摘もございました。保険料率を引き上げるような事態にはならないよう制度の

効率的な運営を期待しておるところであります。

雇用保険法では、給付に要する費用につきましては、原則として四分の一を国庫が負担することとなつております。今後とも所要の国庫負担の確保に努力してまいりたい、このように考えておられます。(拍手)

雇用保険法では、給付に要する費用につきましては、原則として四分の一を国庫が負担することとなつております。今後とも所要の国庫負担の確保に努力してまいりたい、このように考えておられます。(拍手)

雇用保険法では、給付に要する費用につきましては、原則として四分の一を国庫が負担することとなつております。今後とも所要の国庫負担の確保に努力してまいりたい、このように考えておられることは、原則として四分の一を国庫が負担することとなつております。今後とも所要の国庫負担の確保に努力してまいりたい、このように考えておられます。(拍手)

雇用保険法では、給付に要する費用につきましては、原則として四分の一を国庫が負担することとなつております。今後とも所要の国庫負担の確保に努力してまいりたい、このように考えておられます。(拍手)

昭和五十九年五月十八日 参議院会議録第十六号

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関する件 地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件

四七八

県に東北運輸局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、香川県に四国運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、それぞれ設置することとも、神戸市に神戸海運監理部を設置することとも、その認めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本件施行のため、別に費用を要しない。
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年五月十日

参議院議長 木村 隆男殿
衆議院議長 福永 健司

備考
一 この表において、「海事に関する事務」とは、運輸省設置法第四十条第一項第十号から第五十号まで及び同条第二項第二号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第一項第一号から第九号まで及び同条第二項第一号に掲げる事務をいう。
二 運輸大臣は、地方運輸局の管轄区域の境界付近の区域に関して、特に必要があると認めるときは、管轄区域の特例を定めることができるものとする。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に承認を求めるの件
運輸省設置法第三十九条及び第四十一条並びに第四十二条の規定により、地方運輸局及び海運監理部を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙					
名 称	位 置	管 載	区 域		
北海道運輸局	北海道	北海道			
東北運輸局	宮城県	宮城県	福島県 岩手県 青森県		
新潟運輸局	新潟県	新潟県	長野県 山形県 秋田県		
関東運輸局	東京都	東京都	栃木県 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県		
中部運輸局	愛知県	愛知県	三重県 (静岡県) 岐阜県 福井県 (近畿運輸局の管轄に属するものを除く) 石川県 富山県		
近畿運輸局	大阪府	大阪府	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 福井県 (海事に關する事務に関する場合に限る) 和歌山県		
中國運輸局	広島県	広島県	福岡県 長崎県 島根県 岡山県 山口県 (九州運輸局の管轄に属するものを除く)		
四国運輸局	香川県	香川県	徳島県 愛媛県 高知県		
九州運輸局	福岡県	福岡県	長崎県 厚狭郡、豊浦郡及び大津郡 (海事に關する場合に限る) 大分県 佐賀県 熊本県		
神戸海運監理部	神戸市	兵庫県			

○矢原秀男君登壇、拍手
〔矢原秀男君登壇、拍手〕
○矢原秀男君　ただいま議題となりました承認を求めるの件について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本件は、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、それぞれ設置することとともに、神戸市に神戸海運監理部を設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終りし、別に討論もなく、採決の結果、本件は多數をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村隆男君)　これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村隆男君)　過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとし、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正す

審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十九年五月十七日

地方行政委員長 大河原太一郎
参議院議長 木村 隆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとし、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正す

るほか、交付税及び譲り税配付金特別会計における借入金の一部を一般会計へ帰属させることともに、同会計における借入金の償還方法を変更し、あわせて所要の規定の整備を図るものであり、おおむね妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため 昭和五十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付

金勘定において、昭和五十九年度國稅三稅収入見込額の百分の三十二に相当する額八兆七千百四億円、特例措置額千七百六十億円、借入金等利子の國庫負担額千八百二十九億円並びに返還金六千五百萬円の合計九兆六百九十三億六千五百円から借入金及び一時借入金の利子支払い額五千四百六十七億円を減額した八兆五千二百二十六億六千五百万円が地方交付税交付金として支出に計上されている。

附帶決議

政府は、次の諸点について善処すべきである。
、地方交付税の総額の安定的確保を図るため、

二、財源対策債の増発による措置は極力避けること。
地方交付税法第六条の三第二項の本来の趣旨に沿い、恒久的な措置を講ずるよう努めること。

とし、各年度における交付税の総額の特例措置の具体化に当たっては、同措置がやむを得ずとられた暫定的な措置であることにかんがみ、本則の精神に則り財源不足額を十分補てんするよう努めること。

四、源泉分離課税による利子・配当所得に対する

地方税の課税など地方税源の強化を図るとともに、地方自治体の事務事業として同化定着しているものに係る補助金等については、一般財源

昭和五十九年五月十八日 參議院會議錄第十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表道府県

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のよう改正する。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律**

參議院議長 木村 瞞男殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年四月二十五日

八、地方自治体に対する行政指導に当たつては、自治体の自主的計画的な財政運営を損なわないよう留意すること。特に起債の許可制度の運用については、制度本来の趣旨を逸脱することのないよう十分配意すること。

六、地方財政計画の策定に当たつては、地方自治体の財政需要を的確に把握し、その内容の充実を図ること。
七、地方自治体の職員の増加をもたらすような施策は厳に抑制するとともに、機関委任事務を整理し、職員の必置規制について早急に見直しを行うこと。

に振り替え、類似ないし同一目的の補助金については、極力統合メニュー化を進めること。
五、第九次道路整備五六年計画における地方道改整備の促進を図るため、地方、特に市町村の着路目的財源を拡充強化すること。

の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十九年度」を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同条第二項の表第三十七号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第三十八号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表第三十九号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加える。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加える。

附則第三条から附則第五条までを次のように改める。

(交付税の総額についての特例措置)

第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の交付税の総額の特例)

第四条 昭和五十九年度から昭和七十五年度ま

での各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額（昭和五十九年度にあつては、一兆五千二百十八億七千八百万円とする。）

三 当該各年度の前年度における借入金の額には、昭和五十九年度にあつては、一兆五千二百十八億七千八百万円とする。）

四 当該各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額（昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円とする。）

2 昭和五十九年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条の規定に基づく特例措置として、千七百六十億円を加算する。

3 昭和六十六年度及び昭和六十七年度については、交付税の総額は、第一項の額からそれぞれ五百億円を減額した額とする。

4 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

第五条 削除

附則第八条に次の二項を加える。

昭和五十九年五月十八日 參議院會議錄第十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件

これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額とあるのは、一道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあつてはこれらの税目に係る昭和五十八年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれららの税目の減収補てんのため同年度にお

別表(第十一
一条關係)

「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあつてはこれらの税目に係る昭和五十八年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれららの税目の減収補てんのため同年度における

いて特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県		経費の種類	測定単位	単位費用
		一 警察費	警察職員数	一人につき
		二 土木費		六、四四九、〇〇円
	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	一千平方メートルにつき
		(2) 投資的経費	道路の延長	二〇八、〇〇〇
	2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき
		(2) 投資的経費	河川の延長	三、九三四、〇〇〇
	3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む。)における保留施設の延長	七七、八〇〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む。)における保留施設の延長	一キロメートルにつき
	4 その他の土木費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む。)における保留施設の延長	四四九、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一一一、八〇〇
三 教育費	人口	延長	一人につき	七、九六〇
			一人につき	六四四
			一人につき	一、七九〇

昭和五十九年五月十八日 参議院会議録第十六号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件

		1 小学校費		2 中学校費		3 高等学校		4 厚生労働費		5 社会福祉		6 生活保護費		7 災害復旧費		8 辺地対策事業費		
(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費											
経常的	投資的	経常的	投資的	経常的	投資的	経常的	投資的	経常的										
人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	生徒数	教職員数	学級數	学校数	学級數	学校数	生徒数	教職員数	一人につき	一戸につき	一人につき	二六、三〇〇	二七、九〇〇
一 人 につ き	四、 四九六、 〇〇〇	四、 五六一、 〇〇〇	四、 三九九、 〇〇〇	四、 五六六、 〇〇〇	三五、 三九九、 〇〇〇	三五、 三〇〇	三五、 三一〇	三五、 三〇〇	三五、 三〇〇	三五、 三〇〇	三五、 三〇〇							
一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き	一 人 につ き													
五、 三六二、 〇〇〇	五、 三六一、 〇〇〇	五、 三五九、 〇〇〇	五、 三五八、 〇〇〇	五、 三五七、 〇〇〇	五、 三五六、 〇〇〇	五、 三五五、 〇〇〇	五、 三五四、 〇〇〇	五、 三五三、 〇〇〇	五、 三五二、 〇〇〇	五、 三五一、 〇〇〇	五、 三五〇、 〇〇〇	五、 三四九、 〇〇〇	五、 三四八、 〇〇〇	五、 三四七、 〇〇〇	五、 三四六、 〇〇〇	五、 三四五、 〇〇〇	五、 三四四、 〇〇〇	五、 三四三、 〇〇〇
二六、 三〇〇	二七、 九〇〇	八、 二〇〇	六〇八	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇	一一〇、 三〇〇								

		1 農業行政費		2 商工行政費		3 その他の産業経済費		4 その他の行政費		5 労働費							
(1) 費	(2) 費																
農業行政	投資的	商工行政	投資的	その他の産業経済	経常的	その他の行政	投資的	その他の行政	経常的	農業行政	投資的	その他の産業経済	経常的	その他の行政	投資的	農業行政	失業者数
経常的	投資的	経常的	失業者数														
農家数	農家数	農家数	農家数	林業、水産業及び鉱業の從業者数	失業者数												
一戸につき	一戸につき	一人につき															
一戸につき	一戸につき	八、 二〇〇	六〇八	一一〇、 三〇〇													
五、 五六一、 〇〇〇	五、 五六〇、 〇〇〇																
五六一、 〇〇〇	二七、 九〇〇	八、 二〇〇	六〇八	一一〇、 三〇〇													

四八二

年 度	控 除 額	千円につき	九 費補てん債償還	
			十 財源対策債 償還費	九 地方税減収
昭和六十六年度	三千六百三十四億円	一五六	八千四百五十一億円	八千四百七十一億円
昭和六十七年度		一六八	七千二百五十五億円	五千四百七十一億円
昭和六十八年度			六千四百五十一億円	五千九百五十八億円
昭和六十九年度			六千七百五十二億円	五千九百五十八億円
昭和七十一年度			六千三百三十五億円	五千四百七十一億円
昭和七十二年度			七千二百五十五億円	五千四百七十一億円
昭和七十三年度			六千四百五十一億円	五千九百五十八億円
昭和七十四年度			六千三百三十五億円	五千四百七十一億円

昭和五十九年五月十八日 参議院会議録第十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件

審査報告書

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化
に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十七日

地方行政委員長 大河原太一郎

参議院議長 木村 隆男殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢等にかん
がみ、費用負担の適切な調整に資するため、地
方公共団体関係手数料に係る規定の合理化を図
らうとするものであり、おおむね妥当な措置と
認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化
に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月二十五日

衆議院議長 福永 健司

要領書

参議院議長 木村 隆男殿

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化
に関する法律案

(大麻取締法の一部改正)
第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十
四号)の一部を次のように改める。

第九条 大麻取扱者免許を申請する者は、実費
を勘案して政令で定める額の手数料を都道府
県に納めなければならない。

第十二条 「するときは、登録の変更又は免
許証の再交付を」を削り、「手数料として千四百
円」を「実費を勘案して政令で定める額の手数
料」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)
第二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百
四十七号)の一部を次のように改正する。

(家畜商法の一部改正)
第四条 第四項中「都道府県知事」を「都道府県」
に、「一頭につき一年二千五百円以内」を「実費を
勘案して政令で定める額」に改める。

(第三条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)
の一部を次のように改正する。
(漁船法の一部改正)
第四条 漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)
の一部を次のように改正する。

(第十九条中「次の表の上欄に」を「次に」に、
「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内に
おいて省令で定める額」を「実費を勘案して政令
で定める額」に改め、「都道府県規則で定める
ところにより」を削り、「省令で定める場合には」
を「国又は地方公共団体について」に改め、同
条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第九条第一項の登録を申請する者
二 第十一条第三項の登録票の再交付を申請
する者(災害その他これに準ずるやむを得
ない事由により再交付を申請する者を除
く。)

三 第十一条の二の検認を申請する者
四 第十四条第一項の変更の登録を申請する
者

(建築士法の一部改正)
第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)
の一部を次のように改正する。

(第五条第三項中「政令の定めるところによ
り一万円以内」を「実費を勘案して政令で定める
額」に改める。
(第十六条第一項中「政令の定めるところによ
り、」の下に「実費を勘案して政令で定める額
の」を加える。
(第二十三条の二第一項中「政令の定めるとこ
ろにより、」を「実費を勘案して政令で定める額
の」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)
第八条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第
一百九十一号)の一部を次のように改正する。
(第十九条中「十九万円を超えない金額の範囲
内において政令で定める額」を「政令で定めると
ころにより、実費を勘案して政令で定める額」
に改める。

(都市計画法の一部改正)
第六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。
(建築基準法の一部改正)
第六条第六項中「申請をしようとする者は」の
下に「政令で定めるところにより」を加え、「合
計が百平方メートル以内の場合にあつては
五千円、その他の場合にあつては三十六万円を
超えない金額の範囲内において政令で定める
額」を「合計に応じ、実費を勘案して政令で定め
る額」に改め、同条第七項中「申請をしようする
者は」の下に「政令で定めるところにより」
を加え、「五千円を超えない金額の範囲内にお
いて政令で定める額」を「実費を勘案して政令で
定める額」に改める。

(第八十七条の二第一項中「申請をしようする
者は」の下に「政令で定めるところにより」
を加え、「五千円を超えない金額の範囲内にお
いて政令で定める額」を「実費を勘案して政令で
定める額」に改める。

(建築士法の一部改正)
第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)
の一部を次のように改正する。

(第五条第三項中「政令の定めるところによ
り本法律案は、地方公務員共済組合の年金の額
につき恩給法等の改正内容を参照してその引上
げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び
給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引
き上げる等の措置を講じようとするもので、お
むね妥当な措置と認める。

一 費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年五月十五日

參議院議長
木村 健男殿

木村
睦男殿

〔小字及び――は衆議院修正〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律
(昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正)

第一条第一項第一号中「第六条の七」を「第六条の八」に、「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

第六条の八 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金（第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについては、同年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号

に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなして、第一号に掲げる年金については、更に、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつている新法の給料年額とみなされた額を当該年金に係る新法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の三第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で給料調整適用者に係るものこれらの中金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつている退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げられた額にその額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金（給料調整適用者に係るもの）当該年金の額（その額について年金額の最低保険に関する新法及び施行法の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつている退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の

給料に関する規定の適用を受けた者に限る。)に係る年金については、当該退職日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならば、その者の年金額の算定の基準となるべき退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

改定する。この場合においては、第六条の三第一項後段の規定を準用する。

給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正前の給与条例等の適用する規定(これに準じ又はその例によりとされる場合を含む。以下この号とおいて同じ。)の適用を受けなかつた一般職員であつた者(当該退職に係る年金については、当該退職の日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額)にその額を同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

官 報 (号 外)

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間の退職に係る年金当該年金の額(その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百二十八万円を超える場合には、五百二十八万円)

第一項の規定は地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は沖縄の退職年金等で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定は沖縄の退職年金等で同年三月三十一日において現に支給されるるものについて、それぞれ準用する。

5 第一項の規定は団体組合員(新法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員をいう。)であった者に係る新法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、障青年金又は遺族年金のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものにつ

いて、それぞれ準用する。」の場合において、第一項各号列記以外の部分中「退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「退職時の給料年額(施行法第三百三十二条の第一項第五号に規定する退職時の給料年額)をいう。(以下この項及び次項において同じ。)」と、同項各号及び第二項中「退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「退職時の給料年額」と読み替えるものとする。

第十条の七の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び通算退族年金の額の改定)

第十条の八 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く)。第四項において「昭和五十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。のうち、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されている通算退職年金については、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定給料(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいふ。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の戦時に係る通算退職年金で給料調整適用

者に係るもの
これらの通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定年額に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

口 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金（給料調整適用者に係るものと除く。）当該通算退職年金の額の算定の基礎となつている給料（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る通算退職年金については、当該退職の日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料）に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎

て得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百二十八万円を超える場合には、五百二十八万円）を十二で除して得た額の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十条の八第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十条の大第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の八第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の八第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十八年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第六十一条中「第六条の七」を「第六条の八」に改める。

「又は地方公務員共済組合」を「地方公務員共済組合、連合会」(新法第百四十一條第二項に規定する連合会をいう。次項において同じ。)又は団体(新法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次項において同じ。)に、「並びに第百四十二条第一項、第二項及び第六項」を「第百四十二条第一項、第二項及び第六項並びに第百四十四条の十第三項第一号及び第四項第一号」に改め、同条第一項中「公務による障害年金又は公務に係る遺族年金」を「公務による障害年金若しくは業務による障害年金又は公務に係る遺族年金若しくは業務に係る遺族年金」に、「国又は地方公共団体」を「國、地方公共団体、地方公務員共済組合、連合会又は団体」に改める。

第十三条の五第一項中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

第十三条の九の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における地方議會議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の十 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十七年五月三十日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十九年三月三十一日において現

に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十七年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定ある標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・八を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第百六十二条第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第百四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十七条中「第十条の七」を「第十条の八」に、「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

別表第十一の次に次の二表を加える。

別表第十二(第六条の八、第十条の八関係)

給 料	年 額	率 金 額
一、二〇〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇一〇	〇円
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二・六三二円未満のもの	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二・六三二円以上のもの	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第三項及び第百四十四条の十一第一項

に改める。

員共済組合」を加える。

附則第十四条の六第五項中「他の組合の組合員」の下に「(団体組合員を除く。)」を加え、「同じ。」の組合員若しくは組合員であつた者」を「同じ。」の組合員(団体組合員を除く。)若しくは組合員(団体組合員を除く。)であつた者」に改め

る。

別表第二中「三、五八六、四〇〇円」を「三、六九一、四〇〇円」に、「一、四三〇、四〇〇円」を「一、五〇六、四〇〇円」に、「一、六八六、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

「八十萬六千八百円」に改める。

第一百三十二条の二十六第一項第一号中「七十万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千百円」に改める。

別表第二中「三、五八六、四〇〇円」を「三、六九一、四〇〇円」に、「一、四三〇、四〇〇円」を「一、五〇六、四〇〇円」に、「一、六八六、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

附 則

(施行期日等)
公布の日
昭和五十九年四月一日から

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の三の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

○第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「改正後の法律」という。)第百四十四条の十一第四項の規定は昭和五十九年四月一日から、

共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条)において「改正後の施行法」という。)第十九条の二第一項第一号に規定する改正後の施行法(昭和五十九年法律第百三十五条第一項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十五号)」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第百三十五条第一項第五号)」に改める。

第十四条の二中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第一号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千百円」に改める。

四項中「四十四万円」を「四十五万円」に改める。

附則第十四条の三の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「市町村職員共済組合」の下に「及び都市職員共済組合」を加え、同条第四項中「市町村職員共済組合」の下に「又は都市職員共済組合法(昭和三十四年第三項及び第百四十四条の三)」を「又は都市職員共済組合法(昭和三十四年第三項及び第百四十四条の三)」に改める。

第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「改正後の法律」という。)第百四十四条の十一第四項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

昭和五十九年五月十八日 參議院会議録第十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案外二件
開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の

調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行の設立等の部を改正する法律案

四八九

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

八、第一百三十二条の二十六第一項及び別表第二の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

2 昭和五十九年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金

について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年三月分から同年七月分までの年金については、同条第一項

中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、同条第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百二十七万四千円」

とあるのは「百十五万円」と、同表中「三」六九一、四〇〇円」とあるのは「三」六六一、四〇〇円」と、「二」五〇〇円、「三」五〇〇円」とあるのとは

କେବଳ ଏହା କିମ୍ବା ଏହାର ପରିମା କିମ୍ବା ଏହାର ପରିମା କିମ୍ବା ଏହାର ପରିମା କିମ୍ବା

(政令への委任)
する。

関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔大河原太一郎君登壇 拍手〕
○大河原太一郎君　ただいま議題となりました法律案について御報告いたします。

まず、地方交付税法等の改正案は、地方交付税の総額について、交付税特別会計における新たな借り入れ措置にかえて、当分の間、法律により必要な特例措置を講ずること、昭和五十九年度分の

総額の特例措置として千七百六十億円を加算すること、加算額のうち三百億円は後年度の交付税総額から減額すること、昭和五十九年度分借り入金限額

度額のうち約二分の一を国の一般会計に帰属させるとともに、残余の額は地方の負担とし、償還期間を変更すると、各種の制度改正等に伴う行政経費に係る単位費用を改めること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公共団体手数料規定の合理化法案は、大蔵取締法外八法律に定める國の機関委任事務に係る申請等手数料について、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図るうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して質疑を行いましたところ、地方財政の健全化方策、借り入れ制度の変更に伴う財源保障、給与の適正化指導、手数料の引き上げ基準等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその間、地方交付税制度について参考人の意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

両案の質疑を終局し、まず地方交付税法等の改正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表し佐藤委員、公明党・国民会議を代表して原田委員、日本共产党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して小西委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して真鍋委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては交付税総額の確保を図ること等の附帯決議が行されました。

次いで、地方公共団体手数料規定の合理化法案について採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公務員等共済組合の年金額を改定する法案について御報告いたします。

本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容を斟酌し、引き上げ措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、共済制度の当面の改善措置、年金制度の一元化、年金額改定の実施時期等の諸問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、日本社会党提出の修正案について提案理由の説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

額の増額に応ずるための措置を講ずるとともに、外国会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化を行うほか、非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廢止を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
律案

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十九年五月十日

明治五十九年五月一日

調和ある对外経済関係の形成を図るための国

際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

調和ある对外経済関係の形成を図るための
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

監に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への

一、委員会の決定の理由

本法律案は、調和ある対外経済関係の形成を図るため、国際復興開発銀行等に対する出資の

加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができる。（アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第三条 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定めたところに依り出資することができる。（銀行の一部改正）

第三条 第二項を次のように改める。

4 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定めたところに依り出資することができる。（銀行の一部改正）

第三条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「当該事業年度経過後三箇月以内」の下に「当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要が適当なものとして政令で定める期間内」を加える。

加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができる。（アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第三条 第二項を次のように改める。

4 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定めたところに依り出資することができる。（銀行の一部改正）

第三条 第二項を次のように改める。

4 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定めたところに依り出資することができる。（銀行の一部改正）

第三条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「当該事業年度経過後三箇月以内」の下に「当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要が適当なものとして政令で定める期間内」を加える。

（外國為替及び外國貿易管理法の一部改正）

第五条 外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第七号までに掲げる資本取引にあつては、非居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限る。」を加える。

第二十六条第二項第三号中「法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有関係その他これに準ずる特別の関係」を「非居住者である個人若しくは法人その他の団体（前項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。）で当該取得をしたものと株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係」に改める。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（日本輸出入銀行法の一部改正）

第六条 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二百六十八号中「若しくは本邦人」を「本邦人若しくは外国法人」に改め、同条第十一号中「第二号」の下に「第四号」を「受けけることができる者」の下に「（第四号の規定により資金の貸付けを受けることができる者）にあつては、外国人に限る。」を加える。

第四十条中「よるのほか」を「よるほか」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、日本輸出入銀行は、第十八条に規定する業務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、第三十九条の規定による外貨資金の借り入れ又は第三十九条の二の規定による外貨債券の発行により調達した資金に係る業務上の余裕金を、次の方針により、運用することができる。

一 外國通貨をもつて表示される預金

二 外國通貨をもつて表示される譲渡性預金
証書の保有

三 外國政府又は大蔵大臣が指定する外國法
人の発行する有価証券で外國通貨をもつて表
示されるものの保有

（外貨公債の発行に関する法律の一部改正）

第七条 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二項を加える。

（銀行）

第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第八項ただし書の規定により発行する外貨債及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債について準用する。

（附則）

第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第八項ただし書の規定により発行する外貨債及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債について準用する。

（附則）

第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定の施行の日前に終了した事業年度に係る同条の規定による改正前の証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報

告書の提出については、なお従前の例による。

（外國為替及び外國貿易管理法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外國為替及び外國貿易管理法附則第三条第一項の規定によりされている届出に係る株式等の取得については、なお従前の例によ

る。（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○伊江朝雄君 ただいま議題となりました調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、調和ある对外経済関係の形成を図るため、昭和五十八年十月に策定された総合経済対策のうち、国際復興開発銀行等に対する増資、外國会社に係る有価証券報告書の提出期限の弾力化・非居住者である個人等による株式取得の特例措置の廃止等の施策を講ずることとし、関係法律を一括して改正しようとするものであります。

委員会におきましては、对外経済援助についての基本的なあり方、発展途上国の累積債務問題の打開策、我が国の金融・資本市場の開放策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君） これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

（調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一
部を改正する法律案）

○議長(木村睦男君) 日程第六 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長長谷川信君。

谷川信君、

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十七日

文教委員長 長谷川 信

参議院議長 木村 睦男殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、著作物、実演又はレコードの複製物の貸与に関して、その著作者、実演家又はレコード製作者の権利を定めるとともに、私的使用のための複製について公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであり、妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

1、著作者等の貸与権の行使に当たつては、公正な使用料によつて許諾し関係者の間の円満な利用秩序の形成を図るよう指導すること。
なお、実演家等の貸与権の期間に関する政令を定めるに当たつては、関係者の意見を十分聴取し、適正な期間とすること。
2、著作隣接権保護の徹底を図るため、「実演家、

レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約への加入について検討を急ぎ、その条件の整備に努めること。

三、複写機器及び録音・録画機器の急激な発達普及の実態と今後の動向にかんがみ、文献複写にかかる著作権の集中的処理の方法の確立に努めるとともに、録音・録画機器等に対する賦課金制度の導入など諸外国の制度も参考にして抜本的解決を図るための対応をすすめること。

四、コンピュータ・ソフトウェアの保護については、その特性と条約を前提とした国際的整合性に留意して早急に関係省庁の意見の調整に努め、適切な法的整備を行うこと。

五、著作権法の趣旨にのつとり、著作物の公正な利用について良い慣行が育成されるよう著作権思想の一層の普及に努めること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十九年五月八日

参議院議長 木村 睦男殿 福永 健司

衆議院議長 木村 睦男殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第九十六条・第九十七条」を「第九十六条・第九十七条の二」に改める。

第三条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の

使用的権原を取得させる行為を含むものとする。

第三条第一項及び第二項中「映画の著作物にあつては、」を削り、「第二十六条」の下に「又は第二十六条の二」を加える。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(貸与権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物に

おいて複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

第三十条中「場合には」の下に「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいふ。)を用いて複製するときを除き」を加える。

第三十九条第一項中「提示」を「提供又は提示」に、「次項を以下この条に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができ

る。

4 映画フィルムその他視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されている者から料金を受けない場合に限る。)の貸与により公表された

もの(以下「映画の著作物を除く。」で政令で定めるものは、公表された

ものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける

者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合に

おいて、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に

規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当額の補償金を支払わなければならぬ。

第三条第一項及び第二項中「行なう」に、「第六十八条第一項」を「第三十八条第一項及び第二項」に改める。

第六十八条第一項中「行なう」を削り、「第二十六条」の下に「又は第二十六条の二」を加える。

(貸与権)

第六十九条第一項中「第九十一条及び第九十二条」を「第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第九十五条の二第二項」に改め、「二次使用料」の下に「及び第九十五条の二第三項に規定する報酬」を加え、同条第二項中「第九十六条」を「第九十六条第一項及び第九十七条」に改め、「二次使用料」の下に「及び第九十七条の二第三項に規定する報酬」を加え、同条第五項中「二次使用料」の下に「及び報酬」を加える。

第七十条第一項中「並びに」を削り、「並びに」を「並びに」に改め、「二次使用料」の下に「及び第九十七条の二第三項に規定する報酬」を加え、同条第五項中「二次使用料」の下に「及び報酬」を加える。

第七十一条第一項中「この節」の下に「及び次節」を加える。

第四章第二節中第九十五条の次に次の二条を加える。

第五十九条第二項中「この節」の下に「及び次節」を加える。

第四章第二節中第九十五条の次に次の二条を加える。

第六十条第一項中「実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

第六十一条第一項中「前項」の規定は、国内において最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範

圍内において政令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。)の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を營業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当額の報酬を支払わなければならない。

4 前条第二項から第十一項までの規定は、前項

の報酬を受ける権利について適用する。この場合において、同条第七項中「放送事業者等」とあり、及び同条第九項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の二第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

第五項に規定する権利を有する者の許諾による使用料を受ける権利は、前項において準用する前条第二項の団体によって行使することができる。

第六項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

第四章第三節中第九十七条の次に次の一条を加える。

(貸与権等)

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコード(第八条第三号に掲げるものを除く。)をそれが複製している商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

二 前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

三 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合は、当該レコード(第八条第一号又は第一号に掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

四 前条第二項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

五 第九十五条第三項から第十一項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する前条第二項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の二第四項後段の規定を準用する。

六 第一项に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する前条第二項の団体によって行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第三項」とあるのは、「第九十五条第四項」と読み替えるものとする。

第一百二条第一項中「第三十八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「第四項第一号において」を「以下」と改める。

第一百十九条を次のように改める。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条(第一百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物又は実演等の複製を行つた者を除く。)

一 営利を目的として、第三十条に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

第一百二十条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百二十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第一百二十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第二条第三項中「及び第九十七条」を、「第九十五条の二第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の二第三項から第五項まで」に改め、同条第五項中「第九十五条」の下に「並びに第九十五条の二第三項及び第四項」を加える。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(書籍等の貸与についての経過措置)

第四条の二 新法第二十六条の二の規定は、書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

附則第五条の次に次の一条を加える。

同条第

五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第一項」とあるのは、「第九十五条第四項」と読むものとする。

附
圖

新法第三十条及び第一百十九条第一号機器についての経過措置)
則
律は、昭和六十年一月一日から施行す
適用については、当分の間、これらの規定に定する自動複製機器には、専ら文書又は複製に供するものを含まないものとす

レコードの公衆への貸与に関する著作権に関する暫定措置法（昭和五十八年六月十六号。以下「暫定措置法」という。）

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行った後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

法の廃止に伴う経過措置)
本の施行前に暫定措置法の規定により
コードの公衆への貸与について許諾をなす
改正後の著作権法第二十六条の二、
案の二及び第九十七条の二の規定にか

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行つた後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民會議・日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

その許諾に係る条件の範囲内において、
商業用レコードに複製されていける著作物
及びレコードを当該商業用レコードの
全部または一部とすることができる。

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行った後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウェアの保護、ニードメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

その許諾に係る条件の範囲内において、
商業用レコードに複製されている著作物
及びレコードを当該商業用レコードの
複数部を公衆に提出することができる。

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行つた後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共产党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

律の施行前にした暫定措置法第四条第2項に違反する行為については、暫定措置法第2項の規定は、な

○議長(木村睦男君)　これまでの御質問に答へます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(木村睦男君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立と認めます。
○議長(木村睦男君)　これまでの御質問に答へます。本案に賛成の諸君の起立と認めます。	○議長(木村睦男君)　これまでの御質問に答へます。本案に賛成の諸君の起立と認めます。

力を有する。

川信君登壇 拍手

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行つた後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

文教委員会における審査の経過と告申し上げます。

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行つた後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

は、著作物、実演またはレコードの複

○議長(木村睦男君)　日程第七　電波法の一部を 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と いたします。	○議長(木村睦男君)　これより採決をいたしました。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。	○議長(木村睦男君)　総員起立と認めます。 よって、本案は全会一致をもって可決されまし た。	質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法 律案は全会一致をもって原案どおり可決すべき と決定いたしました。	以上、御報告申し上げます。(拍手)
--	--	--	--	-------------------

者の権利を創設するとともに、私的使
複製について公衆の使用に供すること

を目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましたは、参考人を招致して意見の聴取を行つた後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウエアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行わましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民党議、日本共産党・民社党・国民連合の各派共同で提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

四九二

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十七日

参議院議長 木村 陸男殿
通信委員長 大木 正吾

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて我が国内外の国際化の進展にかんがみ、外国人等にも陸上移動局等の免許を与えることができるようになるとともに、電波法関係手数料について上限額の法定規定の合理化等を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十一条により送付する。

昭和五十九年五月十日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 陸男殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

六、自動車その他の陸上を移動するのに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局(無線局相互間の通信を行うものに

加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「第三十四条から第三十五条の一まで(義務船舶局の無線設備の条件)、第三十六条(救急艇の無線電信の条件)、

四条及び第三十五条(義務船舶局の無線設備の条件)、第三十六条の二(義務航空機局の条件)」を「第三十

二、前項第一号から第三号までに掲げる者は、政令の定める同種の無線局を開設することを認める國の法人又は団体

ハ、その国内において日本の法人又は団体が同種の無線局を開設することを認める國の法人又は団体

イ、その国内において日本国民が同種の無線局を開設することを認める國の国籍を有する人

ロ、その国内において日本國政府又はその代

表者が同種の無線局を開設することを認め

る國の政府又はその代表者

ハ、その国内において日本の法人又は団体が同種の無線局を開設することを認める國の

法人又は団体

ハ、前項第四号に掲げる法人又は団体であつて、同項第一号から第三号までに掲げる者

でイからハまでに掲げる者でイからハまでに掲げ

る者の三分の一以上又は議決権の三分の一の役員の三分の一以上又は議決権の三分の一以上を占めないもの

三号までに掲げる者でイからハまでに掲げ

る者でないものがその代表であるものを除く。)

第三十四条中「無線電信の主送信設備」を「送信

設備に改める。

第三十五条の二及び第三十六条を削り、第三十一条の二を第三十六条とし、第三十六条の三を第三十六条の二とする。

第三十七条中「第二条の下に(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十三条第三項中「第四条第二項」の下に「(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

練を受ける者

十一、免許状、免許証又は船舶局無線從事者証明書の再交付を申請する者

十二、第七十三条第一項の規定による検査を受けた者

前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

三百四条の三中「第五条第二項第四号」の下に「及び第六号」を、「掲げる無線局」の下に「(同項第六号ロに掲げる者の開設するものを除く。)」を、

五百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費の範囲内で政令で定める額の手数料を国(指定試験機関がその実施に関する事務を行つた無線從事者国家試験を受ける者にあつては、当該指定試験機関)に納めなければならぬ。この場合において、第一号に掲げる者が受けた無線局の免許につき、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税が課せられることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

〔大木正吾君登壇、拍手〕

○大木正吾君 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたしました。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて社会経済活動の国際化の進展にかんがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも一定範囲の無線局について免許を与えることができる

ことに対するとともに、電波法関係手数料について、上限額の法定制を改め、実費の範囲内で政令で定めることができます。

委員会におきましては、放送衛星「ゆり二号」の故障とその対策、手数料の政令委任と今後の改定見通し、無線局免許の外因性排除の緩和理由等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より本案に反対の意見が表明され、次いで採決の結果、本法律案は多数

をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。
よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長大川清幸君。

審査報告書

日程第八 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

昭和五十九年五月十七日

法務委員長 大川 清幸

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における海外婚姻の増加等の実情にかんがみ、また昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した婦人にに対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、出生による国籍の取得につき父母両系血統主義を採用することも、国籍の選択に関する制度を導入するほか、外国人と婚姻をした日本国民についても新戸籍を編製し、その日本国民が簡易にその氏を配偶者の称している氏に変更することができる規定を置く等の措置を講じよう。

うとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十九年四月二十五日
衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案(国籍法の一部改正)
第一条 国籍法(昭和二十五年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。
第二条中「左の」を次の「に」に改め、同条第一号中「父」の下に「又は母」を加え、同条第三号削り、同条第一号を同条第一号とし、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一號を加え、同条を第八条とする。
四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの
第五条中「左の」を次の「に」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」とし、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「生れた」を「生まれた」に改め、同号を同条第一号として、同条第四号を同条第三号とし、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。
第六条 日本国の配偶者たる外国人で引き続ぎ三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。
第七条 第十一条第三項を削り、同条を第十三条とする。
第八条中「外国で生れたことによつてその国籍を取得した日本国民」を「出生により外国人の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたもの」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「出生により外国人の国籍を取得した日本国民」を「出生により外国人の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という。)をする」とする。
第十一条第一項中「日本国民は」の下に「法務大臣に届け出ることによつて」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を失う。
第十二条 第十一条第一項中「日本国民は」の下に「法務大臣に届け出ることによつて」を加え、同条第一号を削り、同条第一号を同条第一号とし、同条第二号を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。
第六条 日本国の配偶者たる外国人で引き続ぎ三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。
第七条 第十四条中「左の」を次の「に」に改め、同条第四号を削り、同条第一号を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。
2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。
本則に次の六条を加える。
(国籍の選択)
第十五条 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という。)をすることによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という。)をすることによる。

第十六条 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

第七条中「第四条」を「第五条第一項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。
2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第十一条 法務大臣は、帰化を許可したときは、宣報にその旨を告示しなければならない。
2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。
第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。
(準正による国籍の取得)
第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のものであつたときは、法務大臣に届け出ることにより、日本の国籍を取得することができる。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

2 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によつてすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができる。この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとみなす。

3 前一項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から一月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができるに至つた時から二週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

第十六条 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

2 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失つていないものが自己の志望を有しない者であつても就任することができる職を除く)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反するとの認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができる。

3 法務大臣は、前項の宣告をしようとするときは、当該宣告に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならぬ。聴聞に際しては、その者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日に日本の国籍を失う。

(国籍の再取得)

第十七条 第十二条の規定により日本の国籍を失つた者二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによりて、日本の国籍を取得することができる。

2 第十五条第二項の規定による催告を受けて同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失つたことを知った時から一年以内に法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(法定代理人人がする届出等)

第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるものほか、国籍

の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に因る必要な事項は、法務省令で定めることとする。

第三号中「若し」、日本の国籍を有しないときは、その旨を「父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍」に改める。

第五十二条に次の二項を加える。

第二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「但し、配偶者がない者についてあらたに」を「ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がない者について新たに」に改める。

第七条 戸籍法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第一項又は第十七条第一項若しくは第二十条の二、第二十一条第一項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

第八十六条第一項中「七日以内」の下に「(国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内)」を加える。

第五十四条第二項中「第五十二条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十五条第二項中「七日以内」の下に「(国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内)」を加える。

第六十条第一項中「七日以内」の下に「(国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内)」を加える。

第六十二条を次のように改める。

第六十三条 戸籍法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定によつて国籍を取得した場合における国籍取得の届出は、国籍を取得した者が、その取得の日から一箇月以内(その者がその日に国外に在るときは、三箇月以内)にこれをしなければならない。

第六十四条 戸籍には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一 國籍取得の年月日

二 國籍取得の際に有していた外国の国籍

三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四 配偶者の氏名及び本籍、配偶者が外国人であるときは、その氏名及び国籍

五 その他命令で定める事項

第六十二条に次の二項を加える。

第一百二条の二 帰化の届出は、帰化した者が、

告示の日から一箇月以内に、これをしなければならない。この場合における届書の記載事項については、前条第一項の規定を準用する。

第一百三十二条第一項中「届出は」の下に「届出事件の本人」を加え、「その事実」を「国籍喪失の事実」に、「一箇月以内に、国籍喪失を証すべき書面を添附して」を「一箇月以内（届出をすべき者がその事実を知った日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に」に改め、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付し」に改め、同項第二号中「あらたに」を「新たに外国の」に改める。

第一百四条第一項を次のように改める。

国籍法第十二条に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることができる者（第五十二条第三項の規定によつて届出をすべき者を除く）が、出生の日から三箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

第一百四条第二項中「前項の出生届出義務者の責に帰すること」を「第一項に規定する者の責に帰すること」と、「これを起算する」を「十四日とする」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならない。

第一百四条の次に次の二条を加える。

第一百四十二条 国籍法第十四条第二項の規定による日本の国籍の選択の宣言は、その宣言をしようとする者が、その旨を届け出ることによりて、これをしなければならない。

届書には、その者が有する外国の国籍を記

載しなければならない。

第一百四条の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、そ

の者の氏名、本籍その他命令で定める事項を監督法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

第一百六条 外国の国籍を有する日本人がその外國の国籍を喪失したときは、その者は、その喪失の事実を知った日から一箇月以内（その者はがその事実を知った日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、その旨を届け出なければならない。

届書には、外國の国籍の喪失の原因及び年月日を記載し、その喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

第一百七条 第二項を次のように改める。

外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一百七条第二項を次のように改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

（帰化及び国籍離脱に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお従前の例による。

（国籍の選択に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に日本の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の

国籍法（以下「新国籍法」という。）第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

第六条 父又は母が前条第一項の規定により日本の国籍を取得したときは、子（日本国民であつた者を除く）は、同項に定める期間内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、

者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く）でその氏をその父又は母の称してい

る氏に変更しようとするものに準用する。

第四章第十五節中第百七条の次に次の二条を加える。

第一百七条の一 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百九条中「第一百七条」を「第百七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」

第一百二十四条中「十万円」を「二十万円」に、「日本の国籍を有しない者」を「外国人」に改める。

（国籍の取得の特例）

第五条 昭和四十一年一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であった者を除く）でその出生時に母が日本国民であったものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死の時に日本国民であったときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをす

ることができるに至つた時から三月とする。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（国籍の再取得に関する経過措置）

第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものについても適用する。

第五条 昭和四十一年一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であった者を除く）でその出生時に母が日本国民であったときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

（国籍の取得の特例）

第五条 昭和四十一年一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であった者を除く）でその出生時に母が現に日本国民であるとき、又はその死の時に日本国民であったときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをす

ることができるに至つた時から三月とする。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に日本国民と日本国民でない者との婚姻の届出があつた場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

(出生等の届出に関する経過措置)

第八条 出生、死亡若しくは帰化の届出又は国籍の届出の意思の表示に係る届出に関する第二条の規定による改正後の戸籍法(以下「新戸籍法」という。)の規定は、この法律の施行前に出生、死亡又は帰化があつた場合において同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとしたならばその期間の満了の日が施行日前となる届出なる届出についても適用し、同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとしたならばその期間の満了の日が施行日以後といたします。なお従前の例による。

(国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に国籍の喪失があつた場合の国籍喪失の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に国籍を喪失した者は、国籍喪失の届出をすることができる。この場合においては、新戸籍法第二百三条第一項の規定を準用する。

(外国の国籍の喪失の届出に関する経過措置)

第十一条 新戸籍法第二百六条第一項の規定は、この法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合につ

いては、適用しない。

2 外国の国籍をも有していた日本国民との法律の施行前にその外国の国籍を喪失したものには、その喪失の届出をすることができる。この場合においては、新戸籍法第二百六条第一項の規定を準用する。

(外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に日本国民でない者と婚姻をした者が新戸籍法第二百七条第二項の規定により施行日に氏の変更の届出をすることができる場合には、その届出の期間は、施行日から六月とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条又は第九条第一項の規定により従前の例によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

(附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によって国籍を取得した場合の届出)

第十四条 新戸籍法第二百二条の規定は、附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によって国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

(大川清幸君登壇、拍手)

○大川清幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における涉外婚姻の増加等の関係、国籍の法的性格、重国籍者及び無国籍者の法的地位、国籍の留保制度及び選択制度の必要性、沖縄の無国籍児の救済、戸籍における外国人の関係、国籍の法的性格、重国籍者及び無国籍者の記載、法例の改正等について質疑が重ねられました。

我が国が署名した婦人に対するあらゆる形態のたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査

差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものであります。

ありまして、その主な内容は次のとおりであります。

まず、国籍法につきましては、第一に、出生に規定により施行日に氏の変更の届出をすることができる場合には、その届出の期間は、施行日から六月とする。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年五月十八日

議院運営委員長 遠藤 要

参議院議長 木村 瞳男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年六月から基礎歳費月額を六十二万円とする額に改定し、国庫納付金を現行の歳費月額の百分の九・三相当額に改めるとともに、普通退職年金の支給開始年齢を五十五歳から六十歳に引き上げ、また、高額所得者に給する普通退職年金について、停止年額の限度額を年金年額の二割から三割五分に改定するものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十九年度において約千九百六十五万円である。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十九年五月十七日

参議院議長 木村 瞳男殿
衆議院議長 福永 健司

国会議員互助年金法の一部を改正する法律

国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のよう改正する。

第五条第一項及び第三項ただし書並びに第十五条第一項及び第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十五条の二第一項中「二百四十万円」を「二百四十八万円」に、「六百六十万円」を「七百万円」に、「九百万円」を「九百四十八万円」に、「普通退職年金の年額の二割」を「普通退職年金の年額の三割五分」に改める。

第二十三条第一項中「百分の九・三」を「百分の九・五」に改める。

附則第十九項及び第二十項を次のように改める。

（昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例）

昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十九年六月分以後、その年額を、七百四十四万円を退職

又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職權改定）

前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定並びに附則第十九項

及び第二十項の改正規定並びに附則第四項の規定

定は昭和五十九年六月一日から、第十五条の二第一項の改正規定及び附則第三項の規定は同年七月一日から施行する。

（互助年金の停止に関する経過措置）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止に関しては、改正後の国会議員互助年金法（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（互助年金の停止に関する経過措置）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止に関しては、改正後の国会議員互助年金法（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第十九項の適用）

新法第十五条の二の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

（附則第二十項の適用）

新法附則第十九項の規定の適用を受ける者に係る昭和五十九年六月分の普通退職年金に関する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十一項の適用）

新法附則第二十一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十二項の適用）

新法附則第二十二項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十三項の適用）

新法附則第二十三項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十四項の適用）

新法附則第二十四項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十五項の適用）

新法附則第二十五項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十六項の適用）

新法附則第二十六項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十七項の適用）

新法附則第二十七項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十八項の適用）

新法附則第二十八項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第二十九項の適用）

新法附則第二十九項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

（附則第三十項の適用）

新法附則第三十項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額とすることとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、議員の応召帰郷旅費を廃止するとともに、現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、本年四月からこの据置措置を解除し、政務次官、内閣官房副長官及び總理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

（附則第二十一項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十二項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十三項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十四項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十五項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十六項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十七項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十八項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第二十九項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第三十項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第三十一項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第三十二項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第三十三項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第三十四項の適用）

この法律の施行前に国会議員であつた者（こむ）の法律の施行の際に国会議員である者を含む）に係る普通退職年金の年齢による支給の停止（以下「新法」という。）第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の歳費法」という。）の規定（第八条の規定を除く。）及び改正後の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二条。以下「改正後の特別職給与法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

（歳費等の内払）
附則第四項を削る。

3 改正後の歳費法又は改正後の特別職給与法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支払われた歳費又は改正前の特別職の職員の給与は、改正後の歳費法の規定により支給された給与は、改正後の歳費法の規定による歳費又は改正後の特別職給与法の規定による改定に基づいて支払われた歳費又は改正前の特別職の職員の給与とみなす。

（総理府設置法の一部を改正する等の法律の一 部改正）

4 総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和五十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条中特別職の職員の給与に関する法律附則第四項の改正規定を削る。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

国会職員法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十九年五月十八日

議院運営委員長 遠藤 要

参議院議長 木村 晖男殿

五年

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会における事務の能率的運営を図るために、国会職員について定年制度を設けようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、本院提出案をここに送付する。

国会職員法の一部を改正する法律案
昭和五十九年五月十七日

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 晖男殿

に定める年齢とする。

一 診療所等で両議院の議長が協議して定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十歳

五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる国会職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの 六十年を超える六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第十五条の三 各本属長は、定年に達した国会職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その国会職員の職務の特殊性又はその国会職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その国会職員を当該職務に従事させるため引き続いだ勤務させることができる。

第十五条の二 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる国会職員の定年は、当該各号

第十五条の四 各本属長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者は前条の規定により

勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにこの法律による改正後の国会職員法（以下「新法」という。）第十五条の二第二項に規定する定年（次項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、同項の両議院の議長が協議して定める年齢）に達している国会職員新法第十六条に規定する国会職員を除く。以下同じ。）は、施行日に退職する。

3 この法律の施行の際現に在職する国会職員についての新法第十五条の二第二項の規定の適用については、昭和七十年三月三十日までの間は、同項中「年齢六十年」とあり、「六十年」とある理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等所要の改正をしようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の応召・帰郷旅費を廃止し、現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、据え置き措置を本年四月から解除するとともに、国会議員から任命された政務次官等の俸給月額についても同様の解除措置を講じようとするものであります。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案は、昭和六十年三月三十一日から、政府職員等と同様、国会職員の定年を六十歳とし、その他特例措置を設けるとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

本法律案に関しては、委員会において、民間の定年年齢の動向に応じた定年の再検討並びに職員団体の意向を十分聴取して本法の運用に当たることについて発言があり、事務総長より配慮する旨の答弁がございましたことを申添えます。以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、林野庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

馬場

大川

喜原

矢原

秀男君

中野

鉄造君

副議長

阿具根

登君

議長

木村

睦男君

議員

刈田

貞子君

服部

信吾君

拔山

映子君

江島

智治君

佐々木

満君

大浜

方栄君

喜屋武

真榮君

青島

幸男君

海江田

鶴造君

小島

静馬君

森山

眞弓君

田沢

智治君

江島

淳君

佐々木

満君

長谷川

信君

伊江

朝雄君

小西 博行君

藤原 房雄君

中村 錠一君

塩出 啓典君

原田 立君

柳澤 鍊造君

森田 重郎君

鶴岡 洋君

和田 教美君

柄谷 道一君

三木 忠雄君

中西 珠子君

田淵 哲也君

福岡日出彌君

二宮 文造君

白木義一郎君

伏見 康治君

閑 嘉彦君

安井 謙君

中山 千夏君

木本平八郎君

前島英三郎君

喜屋武

真榮君

青島

幸男君

大浜

方栄君

喜屋武

真榮君

青島

幸男君

木本

平八郎君

前島

英三郎君

喜屋武

真榮君

の定員に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして、議席に配付いたしましたとおりの参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議院運営委員会に諮りましたところ、異議がない旨の決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十日決議)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百七十人」を「千二百六十九人」に改める。

この規程は、昭和五十九年五月十八日から施行し、同年四月一日から適用する。

第一條中「千二百六十九人」に改める。

この規程は、昭和五十九年五月十八日から施行し、同年四月一日から適用する。

昭和五十九年五月十八日 参議院会議録第十六号

議長の報告事項

国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第三二八号）	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三七号）審査報告書
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第三九号）	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
同日委員長から次の報告書が提出された。	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案（閣法第三二八号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
電波法の一部を改正する法律案（閣法第三二七号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
本日委員長から次の報告書が提出された。	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律	国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書

の一部を改正する法律案（衆第三七号）審査報告書
書
国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
書
国会職員法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書
書
同日委員長から次の報告書が提出された。
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書
書
地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案（閣法第三二八号）審査報告書
書
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書
書
調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書
書
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書
書
電波法の一部を改正する法律案（閣法第三二七号）審査報告書
書
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書
書
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書
書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案（衆第三七号）審査報告書
書
国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）審査報告書
書
国会職員法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書
書
一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書
書
同日委員長から次の報告書が提出された。
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書
書
地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案（閣法第三二八号）審査報告書
書
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書
書
調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書
書
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書
書
電波法の一部を改正する法律案（閣法第三二七号）審査報告書
書
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書
書
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書
書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

わが国が独自に対応すべき「限定的且つ小規模侵略」の概念に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十九年四月二十五日
參議院議長 木村 腹男殿 秦 豊
わが国が独自に対応すべき「限定的且つ小規模侵略」の概念に関する質問主意書
「限定的且つ小規模侵略」に該当するのか。
四 翌昭和五十七年の防衛白書では、先にあげた力をもつてわが国周辺の海、空の交通を妨害する場合をあげているが、このうちどのケースが、「限定的且つ小規模侵略」に該当するのか。
四 翌昭和五十七年の防衛白書では、先にあげた力をもつてわが国周辺の海、空の交通を妨害する場合をあげているが、このうちどのケースが、「限定的且つ小規模侵略」に該当するのか。
それが「複合するケース」になれば、もはや「限定的且つ小規模侵略」の枠をはみ出すのではないか。
五 「防衛計画の大綱」水準を設定した昭和五十一
年当時と現状とを比較して、極東ソ連軍の対日侵攻能力にはどの程度の変化が生じているのか。
六 最近の米国防報告によると、ソ連は、戦略空挺師団を編成して対NATOや、極東での緊要な作戦を指向するとされているが、こうした動向は、極東ソ連軍の対日侵攻能力にどのように影響するを考えるのか。
一 そもそも「限定的且つ小規模侵略」とは、侵攻手段と地域、侵攻兵力について、どの程度を考
えしたものなのかな。
二 「限定的且つ小規模侵略」とは、何を基礎にし
たものなのかな。これは、自衛隊の能力として守

り得る上限を踏まえたものなのかな。それとも、も、「防衛計画の大綱」水準の戦力を備えてはじめて「限定的且つ小規模侵略」に対応出来るのか。
三 昭和五十六年の防衛白書は、わが国に対する武力攻撃の態様を分類し、①陸・海・空の戦力をもつて戦路上の重要な地域を占領し既成事実化する場合、②海上又は航空戦力をもつて日本の産業基盤等を破壊する場合、③海上又は航空戦力をもつてわが国周辺の海、空の交通を妨害する場合をあげているが、このうちどのケースが、「限定的且つ小規模侵略」に該当するのか。
四 翌昭和五十七年の防衛白書では、先にあげた力をもつてわが国周辺の海、空の交通を妨害する場合をあげているが、このうちどのケースが、「限定的且つ小規模侵略」に該当するのか。
五 「防衛計画の大綱」水準を設定した昭和五十一
年当時と現状とを比較して、極東ソ連軍の対日侵攻能力にはどの程度の変化が生じているのか。
六 最近の米国防報告によると、ソ連は、戦略空挺師団を編成して対NATOや、極東での緊要な作戦を指向するとされているが、こうした動向は、極東ソ連軍の対日侵攻能力にどのように影響するを考えるのか。
一 について
「防衛計画の大綱」における限定的かつ小規模な侵略とは、全面戦争や大規模な武力紛争に至らない規模の侵略すなわち限定的な侵略のうち、小規模なものを言う。
限定的かつ小規模な侵略の規模、態様等を具体的に示すことは困難であるが、一般的には、事前に侵略の意図が察知されないよう、大掛かりな準備を行うことなしに奇襲的に実施され、かつ、短期間のうちに既成事実を作つてしまふことなどをねらいとしたものであると考えている。

二、五及び六について

「防衛計画の大綱」においては、安定化のための努力が続けられている。国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が、当分の間、大きく変化しないという前提に立てば、本格的な侵略の生起は強く抑止されるとの判断の下に、侵略の規模との関係においては、限定期かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る防衛力を保有することを目標としている。

極東ソ連軍は、長期にわたり質量両面において増強されてきているが、特定の国を挙げて、その国の我が国に対する侵攻能力を申し上げることは、無用の誤解を生ずるおそれがあるのを、差し控えたい。

三及び四について
昭和五十六年及び昭和五十七年の防衛白書で示されている各種の態様の我が国に対する武力攻撃の規模は、それらが複合する場合を含め、事態の様相により千差万別であり、一概に言えない。

七及び八について
「防衛計画の大綱」は、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る防衛力を保有することを目標としているが、現在の防衛力は、いまだ「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準に到達していない。

二、五及び六について

「防衛計画の大綱」においては、安定化のための努力が続けられている。国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が、当分の間、大きく変化しないという前提に立てば、本格的な侵略の生起は強く抑止されるとの判断の下に、侵略の規模との関係においては、限定期かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る防衛力を保有することを目標としている。

極東ソ連軍は、長期にわたり質量両面において増強されてきているが、特定の国を挙げて、その国の我が国に対する侵攻能力を申し上げることは、無用の誤解を生ずるおそれがあるのを、差し控えたい。

三及び四について
昭和五十六年及び昭和五十七年の防衛白書で示されている各種の態様の我が国に対する武力攻撃の規模は、それらが複合する場合を含め、事態の様相により千差万別であり、一概に言えない。

七及び八について
「防衛計画の大綱」は、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る防衛力を保有することを目標としているが、現在の防衛力は、いまだ「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準に到達していない。

陸上自衛隊立川飛行場におけるC-1輸送機の経験飛行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十五日

参議院議長 木村 陸男殿

中山 千夏

三 C-1輸送機は、どのように配備されているのか。また、各基地における離着陸時の騒音は、如何ほどのか明らかにしていただきたい。

面上に障害物は存在しないのか。存在するしたら、その全物件を列挙していただきたい。

右質問する。

四 C-1輸送機は、どのように配備されているのか。また、各基地における離着陸時の騒音は、如何ほどのか明らかにしていただきたい。

面上に障害物は存在しないのか。存在するたら、その全物件を列挙していただきたい。

三について
C-1輸送機は、航空自衛隊の輸送航空団及び航空実験団が装備しており、入間、小牧、岐阜、美保の各基地に配備されている。C-1輸送機の離着陸時の音響の強度は、次のとおりである。

飛行場名	音響の強度	
	(単位:デシベル(A))	
入間	離陸時	着陸時
岐阜	九九	九八
美保	九七	九五
小牧	九九	九四

(注) 数値は、滑走路の先端から延長方向

一キロメートルの地点におけるものである。

四について
進入表面及び転移表面の上に出る高さの物件

は、建物、塔屋、家庭用テレビアンテナ、金属性ポール、煙突、避雷針、電柱及び樹木である。なお、水平表面の上に出る高さの物件は、存在しない。

五〇六

ており、これにより操縦者は、同飛行場及び周辺地域の地形慣熟等の成果を得てきている。

しかし、災害時においてC-1輸送機を効果的に運航するためには、操縦者の離着陸訓練も行つておくことが不可欠であるため、今後できるだけ早く、ローラープローチを含む離着陸の飛行訓練を開始したいと考えている。

六 C-1輸送機は、どのように配備されているのか。また、各基地における離着陸時の騒音は、如何ほどのか明らかにしていただきたい。

面上に障害物は存在しないのか。存在するたら、その全物件を列挙していただきたい。

三について
C-1輸送機は、航空自衛隊の輸送航空団及び航空実験団が装備しており、入間、小牧、岐阜、美保の各基地に配備されている。C-1輸送機の離着陸時の音響の強度は、次のとおりである。

飛行場名	音響の強度	
	(単位:デシベル(A))	
入間	離陸時	着陸時
岐阜	九九	九八
美保	九七	九五
小牧	九九	九四

(注) 数値は、滑走路の先端から延長方向

一キロメートルの地点におけるものである。

四について
進入表面及び転移表面の上に出る高さの物件

は、建物、塔屋、家庭用テレビアンテナ、金属性ポール、煙突、避雷針、電柱及び樹木である。なお、水平表面の上に出る高さの物件は、存在しない。

官 報 (号 外)

米戦略爆撃機B-52 G型等の沖縄基地飛来問題
に関する質問主意書

參議院議員秦豈君提出米戰略爆擊機B-52 G型等の沖縄基地飛来問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

は常にこれを拒否する所存である。

参議院議員美農君提出自衛隊の対災害活動の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員蓑豊君提出米戦略爆撃機B52G型等の沖縄基地飛来問題に関する質問に對する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員秦豊君提出自衛隊の対災害活動の強化に関する質問に対する答弁書

米戦略爆撃機B52G型等の沖縄基地飛来問題に関する質問主意書

參議院議長 木村 暉男殿

クアム島基地に配備されている米戦略爆撃機B-52は、D型から逐次新型に転換されている模様だが、これに関して質問をしたい。

政府としてどう把握しているのか。

ク」を二発、または、ALCM（空中発射巡航ミサイル）八発を搭載出来るのではないか。
B-52H型は、二十キロトンの短距離ミサイル

(SRAM) 多数を搭載可能ではないのか。
四 こうした B52G 型、同 H 型等が、慣例化され

ている台風避難や訓練などを名目とした沖縄基地への着陸を求めて来た場合に、政府はどのように対応する考えか。

昭和五十九年五月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

參議院議長 木村 瞳男殿

以上も前に作成したものであるので、現在、見直しだつて検討している。

有事法制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十七日

秦 豊

参議院議長 木村 隆男殿

有事法制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十七日

秦 豊

参議院議長 木村 隆男殿

有事法制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十七日

秦 豊

参議院議長 木村 隆男殿

有事法制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年四月二十七日

秦 豊

思想とか、良心とか、こういうものは基本的人権の自由でござりますから、こういうものを制約するということは考えられない。あくまでも憲法の基本的な枠組み、憲法秩序の範囲内で考へる。」と答弁しているが、政府としては、今これに對してはどのように考えているのか。

三 有事法制について、自民党国防部会は法令整備小委員会での作業を急ぐことにした模様だが、政府としては、有事法制の策定は今や急ぐ必要があるとの考え方。

四 有事法制の整備を急ぐ考えであれば、その急ぐ理由を明らかにされたい。

五 今とりかかつてゐる他省庁との関連を含め、有事法制について一應すべての作業を終える日途をいつ頃においているのか。

右質問する。

三から五までについて
現在防衛庁が行つてゐる有事法制の研究は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上での法制上の諸問題を対象として、これらの法制上の問題点の整理を目的とするものである。有事法制の整備については、研究の状況、国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

三から五までについて

防衛庁筋は米国陸軍が有事に備えた兵器類の北海道への事前備蓄を日本側に打診中であると報道しているが、それに関連して質問する。

一 米国陸軍第二十五歩兵師団(ハワイ駐屯)

備のうち、一ないし二個旅団分の重装備を北海道に事前備蓄する可能性について、日本側に打診中であると伝えられているが、公式・非公式を含めて、米国側からはどのようなアプローチがあつたのか。

二 一本年二月公表された米国防報告の中にも、「すでにアメリカは数カ国に対し、資材の事前配備、危機の際の地元施設の利用、平時における訓練・演習を行う許可を得ようと努力している」と述べているが、今回、わが国に対する打診が仮にあつたとすれば、そうした構想の一環とは考へないのか。

三 米国陸軍用兵器類のわが国への事前備蓄については、法的解釈としては、何らの妨げもないものと考へる。

四 政府として、もし米国側から正式に打診が行

昭和五十九年五月一日

秦 豊

参議院議長 木村 隆男殿

米軍兵器の北海道備蓄計画に関する質問主意書

本年四月二十九日付「朝日新聞」朝刊によると、

参議院議員秦豊君提出有事法制に関する質問に

ように対応するのか。

五 事前備蓄される兵器類には、どのようなものが含まれると考えるのか。また、数量的にはどの程度のものが予想されるのか。

六 北海道内の適当な備蓄施設としては、どの地区を考え得るのか。

例えば、千歳市周辺の陸上自衛隊島松演習場は、候補として考え得るのか。

七 米国側から備蓄倉庫等付属施設の建設に要するすべての経費を日本側に負担してもらいたいと要請された場合には、どうするのか。

八 今回のような米陸軍用兵器類の北海道備蓄構想の背景には、北方重視の米国側の戦略的認識がかかるわづていると政府は考えるか。

右質問する。

昭和五十九年五月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員秦豊君提出米軍兵器の北海道備蓄計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出米軍兵器の北海道備蓄計画に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

昭和五十九年四月二十九日付けの新聞報道に

ある米陸軍の兵器類の北海道における事前配置

に關し、米側から政府に対して要請があつたと
いう事實はない。

政府としては、このような仮定の問題について
であらかじめ一般的、抽象的に政府の方針や米
国の政策等に関する見解を申し述べることは差
し控えたい。

昭和五十九年五月十八日 参議院会議録第十六号

五一〇

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 二二二二二二二二(大代) 105
二定価 二二〇一円部